

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ カブシキガイシャ センチュリー・パル
 氏名又は名称 株式会社 センチュリー・パル
 〒530-0044
 住所 大阪市北区東天満二丁目4番2号 マークビル2階
 フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク イマイ ユタカ
 代表者氏名 代表取締役 今井 豊
 電話番号 06-6355-7530
 FAX番号 06-6355-7540
 メールアドレス contact@cenpal.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 センチュリー・パル
〒530-0044
住 所 大阪市北区東天満二丁目4番2号 マークビル2階
代表者氏名 代表取締役 今井 豊



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ^{イタミ タカシ} 伊丹 正	取締役 ^{ヒデシマ リエ} 秀島 理恵
代表取締役 ^{イマイ ユカ} 今井 豊	会計参与 ^{ニシロキ キョウイチ} 西脇 恭一
取締役 ^{ムラタ タカアキ} 村田 隆明	
取締役 ^{キタガワ タカシ} 北川 貴司	
取締役 ^{イマイ シュンスケ} 今井 俊介	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社センチュリー・パル
上記事業所の所在地	郵便番号 〒530-0044 住所 大阪市北区東天満2-4-2 マークビル2階 電話番号 06-6355-7530 FAX番号 06-6355-7540 メールアドレス contact@cenpal.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
今井 豊	第 214032 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管切断用	バンドソー	Asada125	1	
	〃	REXマテイス180WS (XB180WS)	1	
	〃	Asada222	1	
	〃	AsadaBEAVER6	1	
	金切りのこ		2	
	パイプカッター エンビカッター		2 2	
接合用	溶接機	Panasonic250ADI	2	
	〃	大阪電気株B300	1	
	〃	DAIDENBS250P	1	
	パイプレンチ		2	
	トーチランプ モンキーレンチ		2 2	
加工用	旋盤	REXN80AIII GX	1	
	〃	REXN80AIII	1	
	〃	REX RexStar25	1	
	パイプねじ切り器		2	
	やすり		2	
水圧テストポンプ	テストポンプ	(株)キョーワT-50K	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社センチュリー・パル
住 所 大阪市北区東天満二丁目4番2号マークビル2階
代表者氏名 代表取締役 今井 豊



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市北区東天満二丁目4番2号マークビル2階
株式会社センチュリー・パル

会社法人等番号	1200-02-049747	
商号	株式会社センチュリー・パル	
本店	大阪市北区東天満二丁目4番15号MORIBIL2階	
	大阪市北区東天満二丁目4番2号マークビル2階	平成30年 5月28日移転 平成30年 6月14日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成13年10月9日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空調・衛生・消火設備工事の設計、施工及び請負 2. 空調・衛生・消火設備機器並びにそれらの部品の販売、輸出入 3. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に定める労働者派遣事業 4. 各種情報の収集・分析・処理及び提供に関する事業 5. インターネットによる各種情報サービス業及び通信販売業務 6. 不動産の売買・賃貸・管理及びその仲介 7. 介護保険法に基づく住宅改修工事の設計、施工及び請負 8. 介護用品・介護機器の販売及び輸出入 9. 医療用具・医療用機器の販売及び輸出入 10. 前各号に付帯関連する一切の事業 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空調・衛生・消火設備工事の設計、施工及び請負 2. 空調・衛生・消火設備機器並びにそれらの部品の販売、輸出入 3. 土木工事業 4. 建築工事業 5. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に定める労働者派遣事業 6. 各種情報の収集・分析・処理及び提供に関する事業 7. インターネットによる各種情報サービス業及び通信販売業務 8. 不動産の売買・賃貸・管理及びその仲介 9. 介護保険法に基づく住宅改修工事の設計、施工及び請負 10. 介護用品・介護機器の販売及び輸出入 11. 医療用具・医療用機器の販売及び輸出入 12. 前各号に付帯関連する一切の事業 <p style="text-align: right;">令和 1年 6月18日変更 令和 1年11月19日登記</p>	
発行可能株式総数	500株	

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>100株</u>		
	発行済株式の総数 400株 各種の株式の数 普通株式 100株 議決権制限優先株式 300株	平成30年 6月14日変更 ----- 平成30年 6月14日登記	
資本金の額	<u>金500万円</u>		
	金2000万円	平成30年 6月14日変更 ----- 平成30年 6月14日登記	
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内容	普通株式 200株 議決権制限優先株式 300株 議決権制限優先株式は、毎年事業年度末日において、普通株式に先立ち、1株につき年8000円の優先利益配当金を受ける。ある事業年度における利益配当金が上記の金額に達しない場合であっても、次期以降の事業年度においてその不足額を填補しない。普通株式の受ける1株あたりの利益配当金が、上記金額を超えるときは、これと等しい配当を受ける。 議決権制限優先株式は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において全ての決議事項に関して議決権を有しない。 平成30年 5月25日変更 平成30年 6月14日登記		
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。		
役員に関する事項	<u>取締役</u> 池 光 泰 榮	平成28年10月 3日就任 ----- 平成30年 5月25日辞任 ----- 平成30年 6月14日登記	
	取締役 伊 丹 正	平成28年10月 3日就任 -----	
	取締役 今 井 豊	平成30年 5月25日就任 ----- 平成30年 6月14日登記	
	取締役 村 田 隆 明	平成30年 5月25日就任 ----- 平成30年 6月14日登記	

	取締役 北川 貴 司	令和 2年 5月25日就任
		令和 2年 6月19日登記
	取締役 今井 俊 介	令和 2年 5月25日就任
		令和 2年 6月19日登記
	取締役 秀島 理 恵	令和 2年 5月25日就任
		令和 2年 6月19日登記
	大阪府河内長野市南貴望ヶ丘16番17号 代表取締役 池 光 泰 榮	平成28年10月 3日就任
		平成30年 5月25日辞任
		平成30年 6月14日登記
	大阪府吹田市山田西三丁目52番B-809号 代表取締役 伊 丹 正	平成30年 5月25日就任
		平成30年 6月14日登記
	兵庫県尼崎市瓦宮二丁目31番12号畑方 代表取締役 今 井 豊	平成30年 5月25日就任
		平成30年 6月14日登記
	会計参与 西 脇 恭 一 (書類等備置場所) 大阪市東淀川区東中島一丁目20番12号ユニゾーン新大阪827号	平成30年 5月25日就任
		平成30年 6月14日登記
会計参与設置会社に関する事項	会計参与設置会社 平成30年 5月25日設定	平成30年 6月14日登記
登記記録に関する事項	平成28年10月3日有限会社センチュリー・パルを商号変更し、移行したことにより設立	平成28年10月 3日登記



大阪市北区東天満二丁目4番2号マークビル2階
株式会社センチュリー・パル

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。
(大阪法務局管轄)

令和 3年 3月 3日
大阪法務局北出張所
登記官

北 田 英 明



株式会社センチュリー・パル定款

平成28年10月3日 変 更
平成30年5月25日 変 更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社センチュリー・パルと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 空調・衛生・消火設備工事の設計、施工及び請負
2. 空調・衛生・消火設備機器並びにそれらの部品の販売、輸出入
3. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に定める労働者派遣事業
4. 各種情報の収集・分析・処理及び提供に関する事業
5. インターネットによる各種情報サービス業及び通信販売業務
6. 不動産の売買・賃貸・管理及びその仲介
7. 介護保険法に基づく住宅改修工事の設計、施工及び請負
8. 介護用品・介護機器の販売及び輸出入
9. 医療用具・医療用機器の販売及び輸出入
10. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、500株とする。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第7条 当会社の発行する種類株式総数は次のとおりとする。

- (1) 普通株式 200株
 - (2) 議決権制限付優先株式 300株
- 2 議決権制限優先株式の内容は次のとおりである。
- (1) 毎年事業年度末日において、普通株式に先立ち、1株につき年8,000円を限度として、議決権制限優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の優先利益配当金を受ける。
 - (2) ある事業年度における利益配当金が上記の金額に達しない場合であっても、次期以降の事業年度においてその不足額を填補しない。
 - (3) 普通株式の受ける1株あたりの利益配当金が、上記金額を超えるときは、これと等しい配当を受ける。
 - (4) 当社が発行する議決権制限優先株式は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において全ての決議事項に関して議決権を有しない。

(株券の不発行)

第8条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第9条 当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第10条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第12条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第14条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資 格)

第23条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第24条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び会長、社長)

第26条 当社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人以上を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。
③ 代表取締役が2人以上の場合には、会長、社長を取締役の互選によって定めることができる。
④ 会長、社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第27条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 会計参与

(会計参与の員数)

第29条 当会社に、会計参与を置くものとし、その員数は1名とする。

(会計参与の選任の方法)

第30条 当会社の会計参与の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(会計参与の任期)

第31条 当会社の会計参与の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(会計参与の報酬等)

第32条 会計参与の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第34条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

上記は、当会社の現行定款に相違ありません。

令和
平成 3 年 3 月 3 日

大阪市北区東天満2丁目4番2号 マークビル2階

株式会社センチュリー・パル

代表取締役 今 井 豊



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第214032号
免状交付日 平成15年10月22日
本籍 大阪府
氏名 今井 豊
生年月日 昭和29年4月26日

写真の書換え期限
平成38年4月29日

公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長



注意事項

- 1.本証は、水道法第25条の5第1項に基づく給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている方に対し発行するものです。
- 2.本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、ご連絡下さい。
- 3.本証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。
- 4.本証の使用期限は、おもて面に記載している写真の書換え期限までとします。

営業所の付近見取り図

営業所の所在地 大阪市北区東天満2丁目4番2号 マークビル2階

倉庫の所在地

(付近見取図)

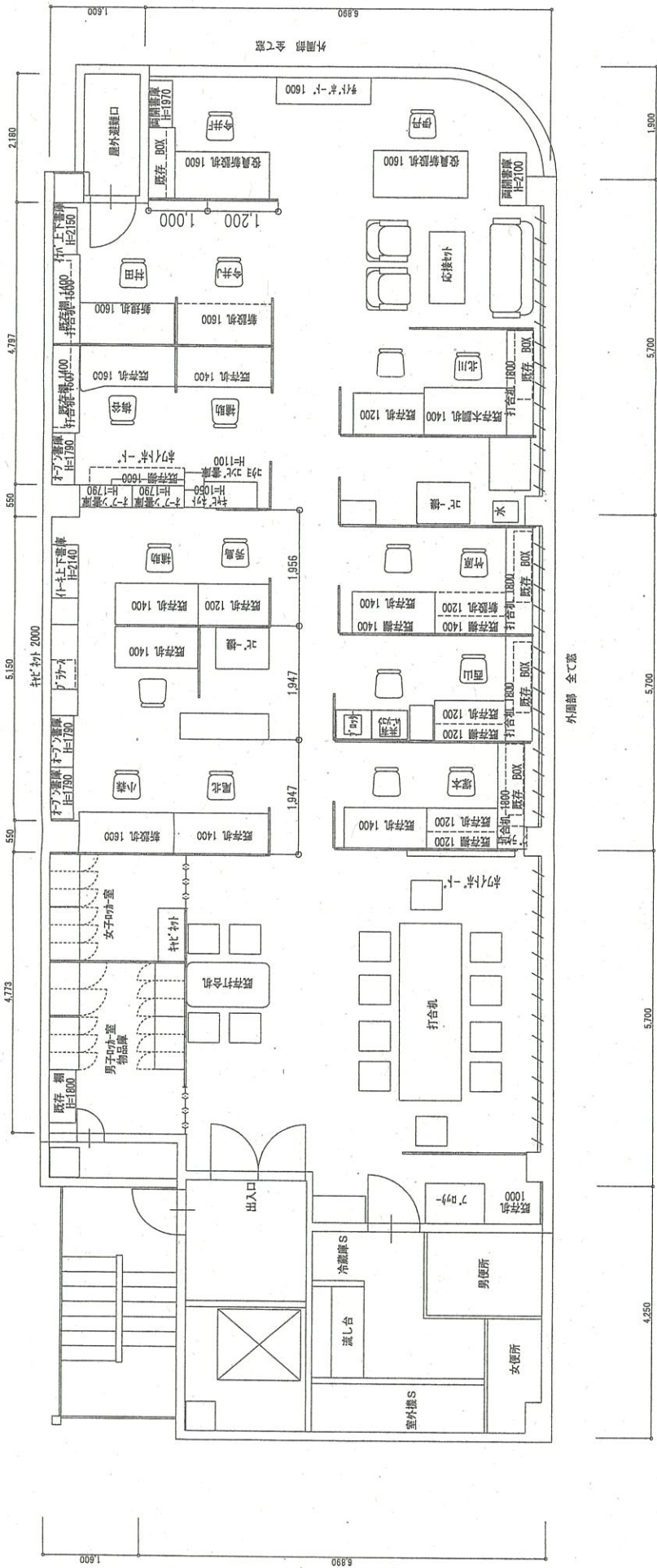
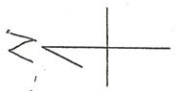


※ 倉庫の位置が営業所と離れている場合は、倉庫の位置図を添付すること。

営業所の平面図

大阪市北区東天満2丁目4番2号 マークビル2階

- ※ 1. 他に適当な図面がある場合は、その図面を添付することができる。
- 2. 平面図には、方位、階の表示、出入口の位置、部屋の用途及び面積を必ず記入すること。



外周部 全工窓



大阪営業所 マークビル2階



茨木営業所









営業所の付近見取り図

営業所の所在地

倉庫の所在地 茨木市豊川 5-18-4 白田第5倉庫A号

(付近見取り図)

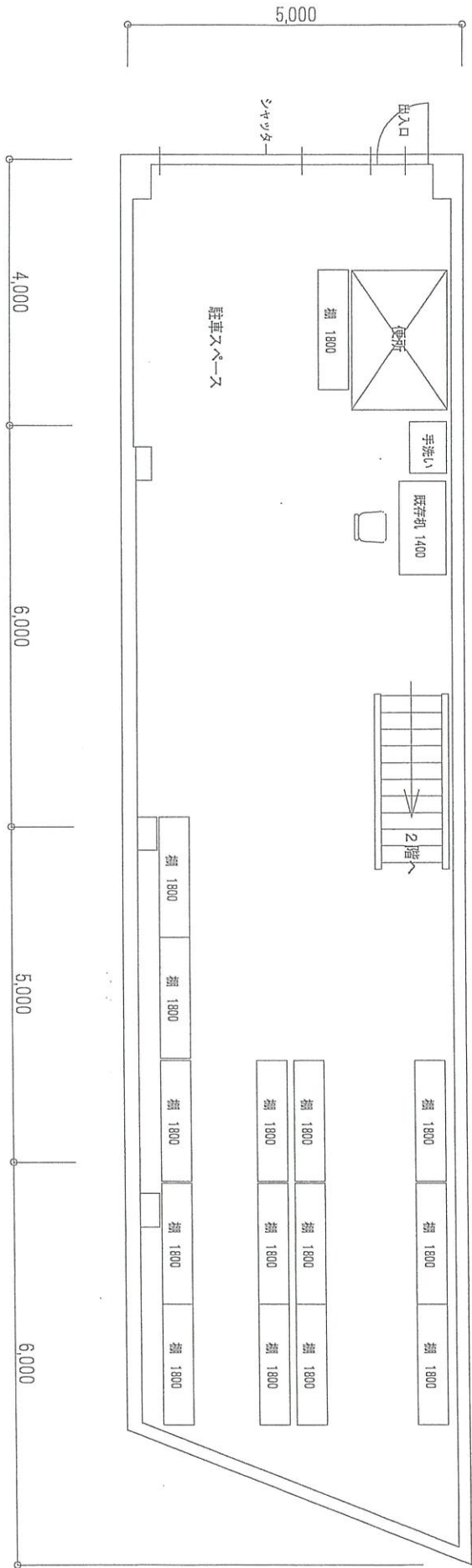


※ 倉庫の位置が営業所と離れている場合は、倉庫の位置図を添付すること。

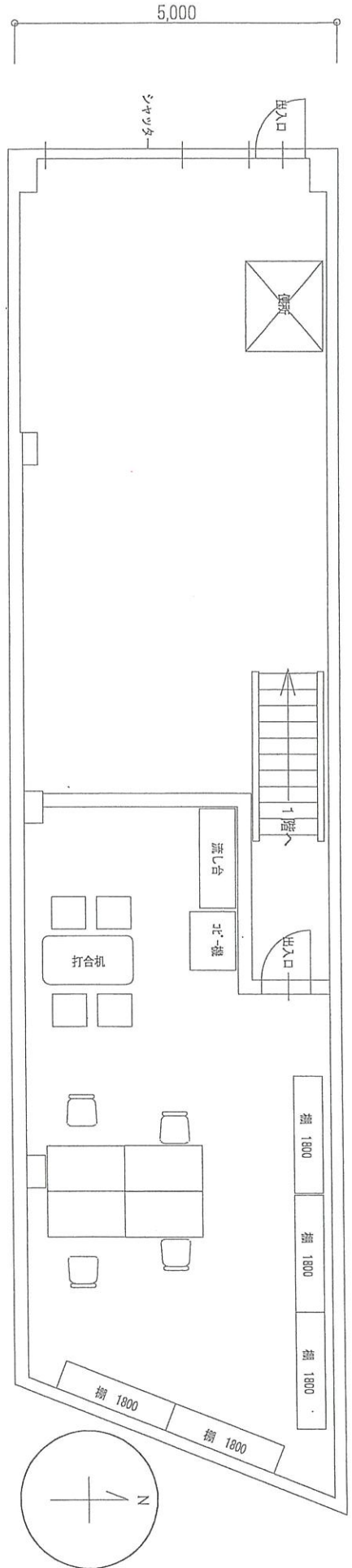
営業所の平面図

茨木市豊ッ5-18-4 今田第5倉庫A号

- ※ 1. 他に適当な図面がある場合は、その図面を添付することができる。
- 2. 平面図には、方位、階の表示、出入口の位置、部屋の用途及び面積を必ず記入すること。



1階



2階



大阪営業所 マークビル2階



茨木営業所





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ カブシキガイシャ センチュリー・パル
 氏名又は名称 株式会社 センチュリー・パル
 〒530-0044
 住所 大阪市北区東天満二丁目4番2号 マークビル2階
 フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク イマイ ユタカ
 代表者氏名 代表取締役 今井 豊
 電話番号 06-6355-7530
 FAX番号 06-6355-7540
 メールアドレス contact@cenpal.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社センチュリー・パル
〒530-0044
住 所 大阪市北区東天満二丁目4-2 マークビル2階
代表者氏名 代表取締役 今井 豊



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社センチュリー・パル	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
イマイ ユタカ 今井 豊	第 214032 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第214032号
免状交付日 平成15年10月22日
本 籍 大阪府
氏 名 今 井 豊
生年月日 昭和29年4月26日

写真の書換え期限
平成38年4月29日

公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長



注意事項

- 1.本証は、水道法第25条の5第1項に基づく給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている方に対し発行するものです。
- 2.本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、ご連絡下さい。
- 3.本証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。
- 4.本証の使用期限は、おもて面に記載している写真の書換え期限までとします。